

飯田市告示第140号

飯田市公認地域クラブ活動参加給付金支給要綱を次のように定め、令和8年度の事業から適用する。

なお、令和8年度の上半期における活動に係る給付金の申請期限は、第5条第1項第1号の規定にかかわらず、令和8年11月30日とする。

令和8年10月1日

飯田市長 佐藤 健

飯田市公認地域クラブ活動参加給付金支給要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、学齢生徒の公認地域クラブにおける活動への参加の機会均等を図り、並びに学齢生徒の成長及び新しい才能の発掘並びに文化芸術活動及びスポーツ活動の振興に資するため、当該参加に要する費用に対し、飯田市公認地域クラブ活動参加給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、補助金等交付規則（昭和45年飯田市規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）学齢生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢生徒であつて、飯田市立小学校及び中学校を設置する条例（昭和42年飯田市条例第57号）別表第2に規定する中学校に就学しているものをいう。
- （2）支給対象者 飯田市就学援助費支給要綱（平成6年飯田市告示第41号）第2条第1号に規定する要保護者等であつて、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 飯田市就学援助費支給要綱第5条第1項の規定による就学援助費を支給する旨の決定を受けている者
 - イ その保護する学齢生徒が、公認地域クラブ（飯田市教育委員会が別に定める要項に基づき、学齢生徒のスポーツ又は文化に関する活動に資するものとして飯田市教育委員会が認定した団体をいう。次号において同じ。）に属している者
- （3）支給対象活動 前号アの決定がなされた日から当該日の属する飯田市の会計年度の末日までにおける当該学齢生徒が属する公認地域クラブの活動をいう。

（給付金の支給）

第3条 市長は、その保護する学齢生徒が支給対象活動に参加した支給対象者に対し、予算の範囲内において給付金を支給する。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、4月1日から9月30日までの期間（以下「上半期」という。）及び10月1日から翌年3月31日までの期間（以下「下半期」という。）の区分ごとに、支給対象活動に参加した学齢生徒1人につき、当該活動に参加した月数に2,000円を乗じて得た額とする。

（支給申請等）

第5条 給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に

定める飯田市公認地域クラブ活動参加給付金支給申請書兼請求書（以下「申請書」という。）を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに市長に提出するものとする。

(1) 上半期における支給対象活動に対する給付金 9月30日

(2) 下半期における支給対象活動に対する給付金 翌年3月31日

2 申請書は、規則第12条の実績報告書及び請求書を兼ねるものとする。

（支給決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金を支給するか否かを決定し、及び支給する決定をしたときはその額を確定し、文書により申請者に通知するものとする。

（給付金の支払）

第7条 市長は、前条の規定により給付金を支給する旨の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、当該支給決定者が飯田市就学援助費支給要綱に基づき就学援助費の支給を受けている金融機関の口座に振り込む方法により、給付金を支払うものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、これ以外の方法によって給付金の支払を行う。

（支給決定の取消し）

第8条 市長は、支給決定者が規則第15条各号のいずれかに該当する場合は、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給の決定を取り消したときは、書面により支給決定者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支給されている給付金があるときは、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により既に支給された給付金の返還を命じられた者は、市長の求めに応じてこれを返還しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。